シリーズ 第23回 人生最期までこのまちで暮らす ～地域包括ケアシステムを知る～

介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）～住民が主体の地域づくりへ～③

今回は、「新しい総合事業」のサービスの利用方法についてお知らせします

サービス利用までの流れ

介護予防・日常生活支援総合事業には、要支援1・2と認定された人や、市町村が行っている基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上のすべての人が利用できる「一般介護予防事業」があります。

65歳以上の人 → 高齢介護課や半田市包括支援センターの窓口に相談します（原則として、利用者本人が窓口で手続きをします）

- 要介護認定を受けます
  - 要介護1～5の人 → 介護保険の介護サービスが利用できます
  - 要支援1～2の人 → 介護保険の介護予防サービスが利用できます
  - 非該当の人
- 基本チェックリストを受けます
  - 生活機能の低下がみられた人（介護予防・生活支援サービス事業対象者）
  - 自立した生活が送れる人

介護予防ケアマネジメント
半田市包括支援センターで、本人や家族と話し合い、ケアプランを作成します。

介護予防・日常生活支援総合事業
- 要介護認定で要支援1・2と認定された人
- 基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人

介護予防・生活支援サービス事業が利用できます

65歳以上のすべての人
一般介護予防事業が利用できます

※事業対象者になったあとや、サービスを利用したあとでも、要介護認定を申請することができます。

Q&A 新しい総合事業でどう変わるの?

Q 現在、要支援認定を受けている人は「訪問介護」や「通所介護」は今までどおり利用できますか?

A 「訪問介護」や「通所介護」は、新しい総合事業として利用料など全く同じサービスがありますので、これらのサービス利用を継続することができます。

Q 「訪問介護」や「通所介護」以外の「訪問看護」や「通所リハビリ」等のサービスは利用できますか?

A 「訪問介護」や「通所介護」以外の「訪問看護」や「通所リハビリ」等のサービスはこれまでどおり予防給付として残りますので、要支援認定を受けている人が利用を継続することができます。また、新しい総合事業と併用することもできます。

Q いつから新しい総合事業に変わるの?

A 平成29年3月から、要介護（支援）認定の更新時期に合わせて順次、移行します。例えば、5月が認定更新の人は、5月からケアプランの見直しと合せて新しい総合事業に移行します。

【問合わせ】高齢介護課　☎84-0644